

総務委員会会議記録（第3号）

令和6年 3月 8日

福島県議会

1 日時

令和6年 3月 8日（金曜）

午前 11時 開議

午後 2時49分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委員	渡 辺 義 信	委員	宮 川 えみ子
委員	古 市 三 久	委員	水 野 さちこ
委員	三 村 博 隆	委員	江 花 圭 司
委員	猪 俣 明 伸		

5 議事の経過概要

（午前 11時 開議）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

これより危機管理部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外2件を一括議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「2月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」(当初予算)説明)

高宮光敏委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、消防保安課長の説明を求める。

消防保安課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

会計年度任用職員は何人いるのか。

危機管理課長

危機管理部では、40名分の予算を計上している。

古市三久委員

女性の割合はどのくらいか。

危機管理課長

18名である。

古市三久委員

40名のうち18名が女性ということか。

危機管理課長

そうである。

古市三久委員

仕事の内容はどういうものか。

危機管理課長

危機管理課では、危機管理センター見学や出前講座の受付、講義の手伝いなど、消防保安課では申請事務の受付などを行っている。また、環境放射線センターや環境創造センター職員で事務補助をしている者もいる。

古市三久委員

専門的な仕事に従事している職員はいるか。

危機管理課長

原子力専門員など、専門的な仕事に従事している者もいる。

古市三久委員

原子力専門員は何人程度か。

部参事兼原子力安全対策課長

現在、原子力専門員は3名である。

古市三久委員

40名のうちの女性18名は、事務補助か。

危機管理課長

原子力専門員以外は、職員の事務補助が中心である。

古市三久委員

男性22名のうち原子力専門員以外はどういう仕事か。

危機管理課長

先ほど述べた危機管理部の会計年度任用職員の人数について、生活環境部の環境放射線センターと環境創造センター分も入れてしまったので訂正する。危機管理部では25名、うち女性は7名である。

古市三久委員

男性18名中、原子力専門員が3名で、残りの男性の仕事は何か。

危機管理課長

男性も、主に事務補助である。

古市三久委員

事務補助で、女性と男性の違いは何か。

危機管理課長

男女による差はなく、採用された所属ごとに必要な事務を担うことになる。

古市三久委員

賃金に男女差はあるのか。

危機管理課長

差はない。

古市三久委員

本当に賃金に男女差はないのか。

危機管理課長

採用時の経験年数や年齢によって決まるため、男女差はない。

古市三久委員

民間企業では正規社員でも、男女差があると聞いている。県の会計年度任用職員も男女差があるかと思い聞いたが、それは全くなく経験年数などで差があるということか。

危機管理課長

会計年度任用職員については、経験年数や年齢によって給料の適用号級が異なることにより給料の差はあるが、男女での差はない。

古市三久委員

昨日の総務部総務課の話によると、例えば1年雇用し、また翌年も採用した場合に賃金の差が出ると言っていたが、そうではなく年齢によって賃金差があるということか。

危機管理課長

採用時の年齢によって決まる。

古市三久委員

19歳と25歳では、採用時点から賃金が違うということか。

危機管理課長

採用者の社会経験なども含め、年齢によって賃金の額は異なる設定になる。

古市三久委員

つまり、19歳の場合、高校卒業後すぐの採用者は社会経験分がない金額で、会社に勤めてキャリアを積んでいる者は、それに見合った賃金を設定された幅の中で決めるということか。

危機管理課長

採用時の年齢の幅の中で決まるということである。

古市三久委員

仮に同じ者を5年間継続して採用した場合、賃金は若干上がっていくのか。

危機管理課長

上限の年齢に達するまでは、年齢が上がれば更新時に賃金も上がる。

古市三久委員

翌年も同じ者が会計年度任用職員に採用された場合、経験によって若干賃金は上がるということという理解でよいか。

危機管理課長

同じ者が更新された場合は経験も年齢も上がるため、上限に達するまでは賃金上がることになる。

古市三久委員

制度について理解した。

危4ページの防災対策支援事業について、防災士はどの程度の人数を養成するのか。

災害対策課長

年間で最大100名程度である。

古市三久委員

防災士の養成者は県が主体的に募集するのか、市町村を通して募集するのか。

災害対策課長

市町村から推薦された地域の防災活動の従事者を防災士として養成する考えである。

古市三久委員

県内の防災士の人数及び今後の養成の見込みを聞く。

災害対策課長

昨年12月末時点で、約4,300人が防災士の資格を取得している。県では新たに、年間100人を3年程度続けて養成したい考えである。

古市三久委員

防災士には、災害に対してどのような役割を果たしてもらいたいと考えているか。

災害対策課長

既に防災士の資格を持つ4,300人にも地域防災サポーターとして登録してもらっているが、地域の共助活動や自主防災組織活性化のための活動への従事を想定している。

古市三久委員

自主防災組織は相当数あるが、最低1人程度を配置するような考えか。

災害対策課長

各地域に自主防災組織があるが、その組織の活性化を図る目的で配置したいため、なるべく多くの防災士に地域防災サポーターとして活動してもらいたいと考えている。

古市三久委員

危4ページの防災情報発信高度化事業の地図情報システムについて、システムを更新して高度化するということか。

災害対策課長

今年度、気象情報や道路情報など様々な地図情報を一つに統合した防災情報システムを構築中であり、来年度にこれを運用するための予算として計上している。一つは、市町村、県、関係機関に向け防災情報のやりとりをするためのシステムを更新するものであり、もう一つは、県民向けの防災ポータルサイトとして、例えば道路の通行止めや積雪状況、市町村での避難情報発令、避難所開設情報など、防災に関する様々な情報を一つの画面で見ることができるシステムを構築する。

古市三久委員

アプリなどで見られるようになるのか。

災害対策課長

同じく構築を進めている防災アプリの中でもこの地図画面が見られるよう情報を連結する。

古市三久委員

防災アプリの利用普及についてはどう考えているか。

危機管理課長

来年度予算には防災アプリの普及を図る広報予算も計上している。災害対策課長から説明があったとおり、県民や防災対応に当たる担当者などがアプリの画面を通じて地図情報システムを見ることができる。

古市三久委員

県が開発したアプリを県民がダウンロードし、災害時にも平常時にも情報を見られるとのことだが、いつから運用するのか。

危機管理課長

今月末のリリースを予定している。

古市三久委員

よろしく願う。

県内の消防団員の定数と現状の消防団員数を聞く。

消防保安課長

県内全市町村の条例定数は令和4年時点で3万5,526人であり、消防団員数は4年4月時点で3万101人である。

古市三久委員

消防団員は40歳以下が少ないが、具体的に若者をどのように消防団に入団させるのか。

消防保安課長

40歳以下の消防団員数の市町村別割合を見ると、市2.84%、町13.4%、村11.1%であり、市での若者の団員数が少ない。若者にどう響かせて入団促進につなげられるかを調査分析し、その結果に基づき、的確な広報活動を行うことを考えている。

古市三久委員

私も消防団員が足りないとの話はよく聞く。消防団員は、以前は法被を着ていたが今は服装も新しくなった。しかしながら、服装の変更だけではなかなか消防団への入団者数を増やすことは難しい。昔は自営業者の消防団員が多かったが、今は皆働きに出ている。県の消防団員約3万5,000人のうち、サラリーマンは何人程度か。

消防保安課長

令和5年4月1日現在で79.2%、約8割が被雇用者である。

古市三久委員

昔とは状況が全く変わり、被雇用者が8割程度になっていることもあり、災害時に全く機能しないと言われている。しかし、災害時の消防団員の役割は非常に大きいと思うので、地域の実情をよく調査し、今の社会状況に合った形での消防団員募集について、抜本的な見直しを行うよう要望する。

次に、防災士の男性割合について聞く。また、女性も増やす必要があると思うが、どのように考えているか。

災害対策課長

防災士の男女割合については手元に資料を持ち合わせていないが、確かに女性が

多くないことは承知している。一方で、最近は、防災士の資格を持っている若い女性も増えてきている状況である。今回、地域防災サポーターの登録時に、より動ける人、地域で活動できる人を養成していきたいと思っているので、女性も多く推薦するよう市町村に依頼したいと考えている。

宮川えみ子委員

知事も県の防災会議における女性委員の割合を半分に近づけると言っている。せっかく年間100人の防災士養成を3年間続けるとのことなので、災害が多い状況で様々な活躍が求められる防災士についても男女割合が半々ぐらいになるよう努力してほしいが、考えを聞く。

災害対策課長

地域防災サポーターは、地域の自主防災組織での活動を想定している。引き続き市町村に防災士養成者の推薦を依頼する際には、活動における女性の役割の大きさを十分に周知し、女性防災士の確保を推進していきたいと考えている。

宮川えみ子委員

県から市町村に推薦を依頼する場合も、女性の割合を増やすよう要請することを願う。

古市委員からも質問があった消防団についてだが、避難指示解除後の地域ではなかなか苦戦しているとテレビで報道されていた。前々から問題になっているが、少しはよい方向に向かっているのか。

消防保安課長

本日も報道があったが、避難地域で避難指示が解除されたものの、住民の帰還が進んでいない地域においては、消防団員の数も十分ではない。また、災害や火事の出動要請があった際、特にいわき市など避難先から地元に出動している状況はまだ改善しているとは言えないが、住民の帰還が進んでいない分、出火件数も少ない。なお、避難地域の見回りやパトロールに対して国が直接消防本部に補助する制度もあり、火災等の発生時には迅速に対応できるようにしている。

宮川えみ子委員

危9ページ、災害救助費の救助費、説明欄の4について、災害救助法による救助の予算2億6,991万7,000円の内訳を聞く。

災害対策課長

主なものは、令和4年福島県沖地震の賃貸型応急仮設住宅の家賃等が約3,000万円、5年台風第13号の大雨災害に係る賃貸型応急仮設住宅の家賃等が約1億2,000万円、同じく台風第13号の住宅の応急修理が約9,000万円等である。

宮川えみ子委員

危18ページ、福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例は危険物取扱者試験の手数料を値上げするものであるが、この試験はどのような人が受けるのか。

消防保安課長

危険物を取り扱うガソリンスタンドの従事者や資格が必要な業務を行う工場等の従業者などである。

宮川えみ子委員

受験者のうちガソリンスタンドや工場等の従事者の割合はどの程度か。

消防保安課長

令和4年の受験者数は、甲種362人、乙種6,213人、丙種916人である。ガソリンスタンドに必要な資格は乙種第4類であり、最も受験者数が多く4,857人である。

高宮光敏委員長

議案に対する質疑の途中であるが、ここで暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

質疑のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

危32ページの議案第22号、福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例について、移動式製造設備とはタンクローリーのことと思うがそれ以外はどのような設備があるのか。

消防保安課長

LPガスでは、タンクローリーではなく正しくはバルクローリーであり、今回はその手数料改正である。

宮川えみ子委員

LPガスだけか。

消防保安課長

そうである。

宮川えみ子委員

2つの法令を1つにするとの説明だったと思うが、その理解でよいか。

消防保安課長

高圧ガス保安法による許可と液化石油ガス法による許可の2つがあり、今まではそれぞれの手数料を取っていたが、今回の改正は液化石油ガス法の許可を取った者が高圧ガス保安法の許可を取る場合、1件につき6,000円に改めるものである。

宮川えみ子委員

根拠法が異なるが、許可基準にどのような違いがあったのか。

消防保安課長

それぞれの法律の目的に沿った許可基準があるが、検査項目については重複するものが多くあったため見直しを行うこととした。

宮川えみ子委員

多くの重複があったということは、重複していない検査項目もあるということである。規制緩和の流れでの法改正後、様々な重大問題を起こしている例もあるため、注視すべきではないかと思う。どのようなところが重複していないのか。

消防保安課長

詳細を承知していなかったため確認したい。

宮川えみ子委員

このような部分が重複しこのような部分は重複していないというポイントが素人でも分かればよい。正確でなくてもよいので教えてほしい。

消防保安課長

後ほど資料を提出する。

高宮光敏委員長

ただいま宮川委員からの質問に対して、資料を執行部で提出するとの話があったが、いつまでに提出可能か。

消防保安課長

できるだけ速やかに、週明け月曜日に提出できればと思う。

宮川えみ子委員

説明で分かると思うが、これは条例改正に関するものであり、問題があればその後に話をしたいため、時間が取れるタイミングで提出願う。

高宮光敏委員長

月曜日で間に合うか。

宮川えみ子委員

提出後に審議が必要であれば質疑したい。それほど面倒なことではないと思うので、資料を提出願う。

高宮光敏委員長

提出でよいか。

宮川えみ子委員

一般的事項について質問している間に提出できないか。

消防保安課長

調べてすぐに提出する。

高宮光敏委員長

ただいま宮川委員から要求のあった資料については、本日中に提出願う。

古市三久委員

先日、消防防災ヘリコプターの件で質問したが、ヘリコプター関連の予算があるので聞く。現在、ヘリコプターは運航できない状況なのか。

災害対策課長

先日の補正予算審議の際に答弁したとおり、現在、消防防災ヘリコプターは耐空証明検査中であり、今年度中の検査完了が難しいことから繰り越しを要望したところである。4月上旬頃まで運航ができない状況が続く。

古市三久委員

部品がなくて検査が完了できないということだったが、外国製なのか。

災害対策課長

現在の消防防災ヘリコプターはイタリア製で、海外から部品を調達して交換している状況である。

古市三久委員

運航ができない間、出動要請などが発生したときは、どうするのか。

災害対策課長

消防防災ヘリの運休期間における消火活動や救急活動の要請に対しては、隣県と応援体制を構築しており、隣県に防災ヘリ出動を要請し対応している。

古市三久委員

運休が長期間にわたらないようにすることが大事だと思うので、きちんと点検し問題のないように対処してほしい。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

渡辺康平副委員長

部長説明の中で、市町村や自衛隊等関係機関との連携を図るため図上訓練を実施するとの話があったが、図上訓練はコロナ前も実施されていたと思う。自衛隊では図上訓練を定期的に行っているが、市町村では私の知る限りほとんど行っていない。特に私の地元である須賀川市では、今まで提案してきたがほとんど行っていない。言葉は悪いが事実上、訓練というのは、シナリオありきの劇場型訓練が非常に多い。図上訓練はある程度シナリオを隠して、実際に対応できるのかを真剣に実施し、失敗したらそれをどう補うのかというところまでやる。図上訓練をどのレベルまで持っていきたいのか、自衛隊、市町村とどの程度連携していくのか聞く。

災害対策課長

図上訓練については、これまでも県と自衛隊や消防等を交えて毎年行ってきた。来年度は、ここにモデル市町村を加え、現在構築中の地図情報を組み入れた新しい総合防災情報システムを使って実施する。具体的には、例えば警報が発令されて市

町村が設置した避難所の位置など避難指示情報を県や関係機関が受け取り、救助活動をどうするのかという図上訓練について、ある程度シナリオを隠した上で、市町村と連携して実施していきたいと考えている。

渡辺康平副委員長

特定の市町村だけで実施するのか、それとも全市町村をエリアとして今後訓練するのか。また、地図情報システムを市町村と共有して行うと思うが、実際に参加する市町村の規模と実施期間はどの程度か。

災害対策課長

図上訓練に参加する市町村はこれから検討するが、基本的には1つか2つの規模を想定している。なお、地図情報システムの使用については、全ての市町村でしっかり対応できるよう研修を行っていく予定である。

渡辺康平副委員長

できる限り全ての市町村が図上訓練を経験する必要があると思っているため、よろしく願う。

次に、今回の能登半島地震における教訓としては、情報災害という問題が多くあった。熊本地震ではライオンがおりから逃げたとの情報が非常に問題になったが、ツイッターがXになりXが収益化されたことによって、例えば、「助けてください今押し潰されています」といった非常に巧妙な全く嘘の情報が多く出てきた。インプレッションゾンビやアクセスゾンビと言われるような、災害時にもアクセス数を稼いで収益化しようというとんでもない動きが今出ている。今後、防災に関する条例をつくると思うが、災害時の情報問題も条例に落とし込んでいく必要があると思っており、県として災害時の情報管理の在り方についてどう考えていくのか聞く。

災害対策課長

災害時の情報収集においては、X等での不確定な情報をどこまで信用できるかとの課題があるため、新しくつくる県の防災情報システムは、県、市町村、消防、自衛隊等の関係機関が、全ての情報を地図上で共有できるシステムとして構築しようとしている。現時点ではスペクティというアプリを活用しているが、X等の情報について一旦人の目を介して真偽を判断した上で、正しい情報を集計して公表するシステムであり、今回整備する防災情報システムでも見るようにしていきたいと考えている。こうしたシステムを使いながら、正しい情報収集に努めてい

きたい。

渡辺康平副委員長

情報収集について答弁を受けたが、情報収集後の情報発信のほうが問題だと思う。デマ等の誤情報の問題を打ち消すための対応について、今回の能登半島地震で分かったことは、馳知事はXのフォロワーが多く、知事が発信した情報をもとにリポストされたり、民間人がファクトチェックにより誤情報に対応したケースがあることである。公的なSNSやウェブサイトはフォロワー数が少なく見られにくいいため、私は知事自らがX等で情報発信することが非常に効果的であると思う。災害時の情報発信の在り方を検討すべきと考えるが、どうか。

災害対策課長

本県においても公式SNS、防災X等により、災害発生時の正しい情報発信を行っており、警報発令時も注意情報を流している。能登半島地震のようにデマ情報等があった場合、本県の公式SNS等を活用して正しい情報を発信するとともに、関係機関と連携し誤った情報が流れないように努めていく。ホームページ等も含め、あらゆる手段により正しい情報発信をしていく必要があると考えている。

渡辺康平副委員長

今回、能登半島地震において首相や知事のX等の個人アカウントが非常に注目され、リポスト数も非常に増えて万単位となった一方、石川県の公式SNSではそこまでいかなかった。私は、X等の知事個人のアカウントを開設すべきと広報課にも伝えている。危機管理という点においても知事の発信力が非常に重要になるので、その点も勘案するよう要望する。

江花圭司委員

危機管理部において、デジタル田園都市国家構想交付金を活用してつくるものは、どういうものか。また、当該交付金については、どのように予算要求しているのか。

危機管理課長

令和6年度はデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、アプリへの機能追加を予定している。具体的には、今年度は自助として自ら避難できる人がアプリを利用して、プッシュ通知を参考に避難行動を起こす機能を整備した。来年度は避難所のチェックイン機能など公助のための機能に加え、共助として、避難が必要な人と避難を支援できる人をマッチングさせる機能を追加したいと考えている。

江花圭司委員

総合情報通信ネットワーク管理に係る予算には負担金が入っており、恐らく市町村からの負担金で運営されているかと思うが、情報のプッシュ通知でアプリと連携する場合にどの市町村が負担金を出しているのか。

災害対策課長

市町村負担金については、県庁と市町村、出先機関の電話回線や通信回線を光ケーブルと衛星回線で結ぶ総合情報通信ネットワークの保守点検及び新しく通信ネットワークを整備する際の費用を負担してもらっているものである。

宮川えみ子委員

能登半島で地震が起きたが、東日本大震災の教訓が広がっていないと感じた。応援協定に基づき温かい食事の提供も進んでいるとの話があったが、避難所環境の改善については具体的にどの程度進んでいるのか。また、キッチンカーの派遣体制構築を聞く。

災害対策課長

県ではキッチンカーの運営団体と応援協定を締結しており、いざ発災があつて避難所等に温かい食事の提供が必要となったときには提携団体に連絡し、キッチンカーを派遣してもらおうという内容である。こうした取組は発災後の避難所の環境改善に寄与するものと考えている。

宮川えみ子委員

具体的にはどの程度の派遣をしてもらえるのか。

災害対策課長

提携団体により派遣できる数が様々であるため具体的に何台とは言えないが、協定先の体制が整えばキッチンカーを増やしていくことも可能と考えている。

宮川えみ子委員

現在どの程度の団体と協定を結んでいるのか。

災害対策課長

福島県移動販売業協同組合と協定を結んでおり、組合加入団体のうち応援できる団体が、避難所においてキッチンカーで食事等を提供する。

古市三久委員

例えば、いわき市を拠点とするキッチンカーが郡山市で商売することになると、

それぞれ保健所の許可が必要となるため何とかしてほしいとの要望が出ている。保健福祉部の対応は私も分からないが、災害時は区域を自由にできるとの理解でよいか。

災害対策課長

生業として提供する場合にはそれぞれの保健所の許可が必要であると認識しているが、災害時には県をまたいでキッチンカーを派遣した事例もあるため、生業としてではなく提供する場合は通常の許可とは違った扱いになると認識している。

古市三久委員

保健行政については、中核市は市、中核市以外は県の保健所という中核市と県の間関係があるが、災害時の特例ということであればよい。

猪俣明伸委員

消防団員の確保について、待遇を改善していくべきと考えている。地元の会津地方の消防団員から、年間報酬3万6,500円のうち3万円を団に戻すよう求められるとのクレームを受けた。これを是正していくために県が対応すべきかと思うが、どうか。

消防保安課長

消防団員の処遇については、国が令和3年に団員報酬を年額3万6,500円とし、個人への直接支払いとしたため、今は報酬は団員個人に振り込まれているものと考えている。昔の慣習は分からないが、団に幾らか戻すよう話が出ているのであれば、県としては適切な運用について市町村に助言する必要がある。具体的にそのような不適切な事例があれば、県から市町村に助言していく。

猪俣明伸委員

待遇改善についてもう1つ聞く。消防団員の退職金が今までずっと変わらず、後継者不足により30年以上従事している高齢者からは、退職金が皆同額であることについて是正してほしいとの意見が多く寄せられているが、どうか。

消防保安課長

委員指摘のとおり、在職年数は30年が上限となっているが、そのような声は、様々な場面で私も耳にしており、全国的に団員報酬を含めた処遇改善について国に要望しているところである。一方で、退職金の見直しが行われた場合、市町村ごとに退職金条例が制定されているため、財源もセットで市町村に交付されなければなら

ない。制度とともに財源についても、国にしっかりと求めていく必要があると考えている。

古市三久委員

私も半年ぐらい前に、消防団員個人に支給された報酬を団に戻すよう求められたという内容の記事を読んだ。指導の仕方はなかなか難しいが、このような問題があることを認識し、改善する手だてを講じてほしい。要望である。

江花圭司委員

私は消防団に入っており、班の上に団、師団と階層構造になっているが、今の説明では報酬の一部を求めているのが団なのか班なのかの確認は必要になってくる。

少し残念なのは、私たちが出動すればするほど出動手当が少なくなっている。昔はもっと手当が出たが、今は払えないとのことでなくなってきた。団員は1人で行ってもできることが限られるため、多くの団員が現場に行って作業する体制が必要である。団員の待遇に関しては私からも要望したいと思うが、出動手当に関する方針を聞く。

消防保安課長

国は処遇改善として、年間報酬については3万6,500円、出動手当については1日8,000円と標準を示したところであり、国から市町村に普通交付税が交付されていると思う。各市町村ごとに出動手当の予算をどの程度確保しているのか詳細には分からないが、出動に対しては適正に手当が支払われるべきである。

宮川えみ子委員

廃炉作業における今回の人為的ミスについて、県は東京電力の組織としての構造的な問題と認識し、安全管理体制の再構築や遠隔での監視、設備の導入を求めるとのことであるが、具体的に聞く。

部参事兼原子力安全対策課長

東京電力福島第一原発では、昨年10月と先月に処理水の浄化設備等に関するトラブルが発生している。どちらも作業員の単純ミスから起きているが、管理側の東京電力がミスの原因を掘り下げて再発防止に努めるべきと考えている。様々話を聞いてみると、東京電力の組織間で情報共有がなされていなかったり、現場を十分把握しないままに作成された手順書により作業が行われていたりするなど、管理部門に課題があることから、県では東京電力自身がしっかりと問題に向き合うべきだと考

えている。人手によるものはどうしてもミスが起きやすいため、A I等の設備、遠隔の監視カメラで見るなどの対策があるが、増設されたALPSや今回問題が起きたサリーなどは原発事故直後に設置されたもので、遠隔操作をするシステムになっていない。そういったところの改善、改良なども含めた課題解決を東京電力に求めている。

宮川えみ子委員

今後は放射線量の高い箇所の作業などが必要になると思うが、東京電力では組織的にいろいろ共有されていない。放射線量の高いところは人間が交代で行かざるを得ないが、関係者の話では作業期間が長い人も比較的短い人もいると聞く。放射線量が高い箇所の作業は長く続けられず、作業員が変わってしまう問題もある。基本的には東京電力自身が責任を持つべきであると思う。私の疑問や問題意識について、県の考えを聞く。

部参事兼原子力安全対策課長

被ばくとその作業時間について、作業従事者の年間被ばく線量の限度は定められており、廃炉作業では高線量の箇所に近づく作業員は、長期間働けるよう一時的に被ばくの少ないところへ配置転換している。作業自体は、作業工事管理者、監督者、現場の放射線を管理する放射線管理員、その各作業を請け負っている企業ごとに班長を定めて、責任を持ち若者たちを指導していく体制が取られている。経験年数が少ないからトラブルを起こすということがないよう、組織全体として管理がしっかりなされるよう求めている。

古市三久委員

県民の安全を守ることからすると、作業員のミスによるトラブルは非常に問題である。国は、原子力災害の拡大防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときに原子力緊急事態宣言を解除するとしているが、今は応急対策を実施する必要があるため、本県は、まだ宣言が解除されていない。応急対策の内容と原子力緊急事態宣言の解除要件について聞く。

部参事兼原子力安全対策課長

原子力緊急事態宣言が出された後の応急対策については、まず発電所の被害を外部の環境へ広げないための応急措置と、オフサイトにおいて高線量になった地域の線量を下げ、避難指示等を解除していく2通りがある。オンサイト側の対策は、廃

炉作業に向けて汚染水をくみ上げて浄化していく処理や燃料プールからの燃料搬出、デブリの取り出しを行うことによって発電所が抱えている影響が外に及びそうなリスクを低減化していくことであり、オフサイト側では除染などの対策が講じられると考えている。これがどのような状況になれば解除なのか県が線引きできるものではなく、国の原子力災害対策本部において様々な条件を基に判断されると考えている。

古市三久委員

県民は緊急事態宣言がいつ解除されるのか疑問を持っている。県はそういう疑問に対して、デブリの取り出しや汚染された山林の除染などの課題があることをきちんと示していく必要がある。県民は普段の生活をしているから、応急措置はもう終わっていると思っているが、実際は緊急事態宣言の中で生活している。どうなったら廃炉にするという説明を知事から国にきちんと求めていくべきであるが、どうか。

部参事兼原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の廃炉の進捗が本県にとっては復興の大前提であると、国に対し、何度も繰り返し述べているところである。廃炉作業を進めるに当たり、今現在、炉内の調査などがまだ不十分であり、炉内を十分に把握できていない状況である。県としては国に対して、今行われている炉内の調査やデブリの試験取り出しをしっかりと進め、廃炉への道筋を示すことを求めている。

古市三久委員

緊急事態宣言が解除される条件が不明確である。県として緊急事態宣言を解除するための条件を国や東京電力に確認しきちんと示すべきであるがどうか。

部参事兼原子力安全対策課長

まずは、廃炉が着実に進むことが重要であるため、県としては引き続き国に着実に廃炉を進め、本県の被災地域の復興にしっかりと取り組むよう求めていく。

古市三久委員

このままの状態では40年たっても廃炉が完了しないという危機感があることから、国や東京電力に聞いて中長期ロードマップを新たに改定すべきである。今日の読売新聞に載っていたが、チェルノブイリやスリーマイル島も原発事故から40年たって、実際のところは解決していないが、やっとそれなりのことができるようになってきた。私は東京電力や国が言っているのはうそだと思っているので、廃炉まで

の工程や廃炉の最終形を決め、県民に知らせる必要があると思う。まずはチョルノーベリのように廃炉の法律をつくるべきであり、知事が検討すると言っていたが、国に要請したことはあるか。

部参事兼原子力安全対策課長

いわゆる廃炉法については、県として今の中長期ロードマップに基づく取組を進める上で、着実なデブリの取り出しや放射性廃棄物の処理、処分及び県外搬出が重要ではあるが、現段階として、例えばデブリを取り出す工法が実現可能なのか技術的な裏付けができていない。まずはそういった点について、道筋をつけてから年数の議論に進めると考えている。引き続き、国と東京電力には廃炉を着実に進めることを強く求めていく。

古市三久委員

廃炉作業が40年とするとだいたい2051年頃までかかるが、結局作業は遅れており本当にできるのか。デブリを取り出し検査するわけだが、今は耳かき一杯分も取れておらずなかなか難しい問題である。デブリの処理や処分方法などまだ決まっていないことが山ほどあり、東京電力を含めて放射性物質測定などの人材不足に対して、国を挙げて人材を育成しなくてはならない議論になっている。こういったことを含め、どのような進捗であるのか分かっているのか。

部参事兼原子力安全対策課長

現在の中長期ロードマップには、デブリの処分方法については、今まさにこれから始まろうとしている試験的取り出し、分析、性状確認の試験を終えた後に、処理方法や安定した保管方法を検討すると書かれている。放射性物質測定の人員については、今後さらに需要があるため、資源エネルギー庁のほか原子力規制委員会等においても、国全体として前面に立って取り組んでいく重要な事であるとの認識で議論が進められている。県としては、分析体制が整わなくて廃炉が遅れることがないよう国にしっかりと要望しているところである。

古市三久委員

廃炉の入り口はデブリを取り出すことであり、その処理、処分をどうするかが出口になるが、それが全く決まっていない中で進めている。このようないいかげんなことはきちんとしないと駄目で、それには法律で廃炉の完成形と取り出したデブリの処分方法を示すことで、廃炉の中長期ロードマップが出てくるわけである。中長

期ロードマップの終期は40年と決まっているが、入り口と出口が全く決まっていないことが問題だと思う。県は、国に対してそれをきちんと説明し、県民に理解してもらい意見を聞きながら進める必要がある。デブリもどうするか分からないし高レベル放射能が漏れないようにすることは大変であるが、一番は安全な廃炉を実現することである。何度も言うが、きちんと県民に示すよう国に求めてほしい。

部参事兼原子力安全対策課長

デブリの処理、処分については先ほども説明したが、なかなかその性状が分かっておらず、炉内の状況が全体で880 tと言われているが、その辺りの推計がまだまだ正確ではない。今後そういった炉内調査をすることによって、中長期ロードマップをさらに詳細につくり直していくことが国においては必要であり、我々も国にしっかり取り組んでもらうよう求めているところである。また、廃炉の期間については委員指摘のとおり、安全が大事であり、歩みを着実に進めるよう国に併せて申し入れている。

古市三久委員

福島第一原子力発電所で使用済燃料を入れてある部分は、地滑りなどがあり工事をするのか。

部参事兼原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の敷地内に共用プールと呼ばれる大型の燃料プールがある。その西側ののり面が急勾配なため、自然災害によってのり面が崩れ、その土砂が共用部の建屋側まで及ぶおそれが計算上出てくるため、そののり面を緩やかにする対策工事が計画されている。

古市三久委員

使用済燃料はプールに入っているが、乾式貯蔵が最も安全である。地震に備え使用済み燃料棒を原子炉から下におろすことと、共用プールから地上に保管して安全な使用済燃料の倉庫をつくっておくことの2点を早急に求めるべきと思うが、どうか。

部参事兼原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の使用済み燃料については、まず共用プールにあった使用後かなり冷却が進んだ燃料棒の保管のため、乾式貯蔵キャスク（使用済燃料を収納するための金属製容器）というものが既に導入されている。津波の影響を受けない

高台にヤードが整備され、今現在の数は明確ではないが、40～50ぐらいの乾式キャスクが既に使用されている。また、キャスクの置場の増設が進んでおり、順次、共用プールで冷却が進んだ使用済み燃料がキャスクに詰められて高台の安定した場所に保管される。一方、1、2、5、6号機の原子炉建屋にある使用済み燃料に関しては、1、2号機については取り出し用プールから取り出すための設備の設置や大型カバーをかける作業が進められており、数年後になるが、5、6号機については、共用プールの空き状況を確認しながら順次、共用プールに運び出す計画が進められているところである。

古市三久委員

共用プールはリラッキング（使用済み燃料を収納するラックをステンレス鋼製からホウ素を添加したステンレス鋼製に変更し、使用済み燃料プールの大きさを変えることなくラック間隔を狭め、使用済み燃料の貯蔵能力を増やすこと）をなくすことを最優先にすべきであることも含め、廃炉安全監視協議会で質問するが、県は東京電力に安全対策をきちんと取るよう言わないと駄目だと思う。災害対策などいろいろ言っているが、特に地震によって水がなくなり温度が上がり、放射能が漏れる可能性があるため、使用済み燃料を早く安全なところに移すよう東京電力に求めてほしいが、どうか。

部参事兼原子力安全対策課長

今の懸案は、損傷して事故を起こした1、2号機原子炉建屋に残ってる使用済み燃料であるが、現在取り出し用の装置がつくられている。県としては、国、東京電力に対しそのような作業が着実に進むよう引き続き求めていく。

古市三久委員

宮川委員が質問したALPSの事故について、課長は作業員のミスだと発言したが、ヒューマンエラーはどこにでもあるため、その防止策を講じるべきであると思う。そのためには、アラームが鳴るあらゆる安全装置やセンサーをつけて安全に作業ができるようにする必要があるが、対策を全くしていない東京電力が問題であるため、東京電力に対し安全対策をしっかり取るよう要望してほしいが、どうか。

部参事兼原子力安全対策課長

我々も事故直後に応急的につくられた設備については、まだまだ安全設備が十分でないまま使用されているという認識を持っている。先月開催した廃炉安全監視協

議会において、専門委員からも監視設備、安全設備が必要であるとの意見をもらっている。廃炉安全監視協議会の場でも求めたが、東京電力に対しヒューマンエラーが起きたとしても、それを拡大させないような安全対策を持った設備の整備を引き続き求めていく。

古市三久委員

2019年から始まった硝酸での配管洗浄について、県はいつ説明を受けたのか。

部参事兼原子力安全対策課長

増設ALPSにおける配管洗浄作業については、以前から作業を定期的に行っているとの話はあった。硝酸の濃度や作業内容の具体的な中身については、今回のトラブル時に詳細を把握した。

古市三久委員

廃炉安全監視協議会などで、そういう作業の説明を受けないと駄目だと思う。東京電力は、ALPSではその作業は当初予定していなかったと言っており、予定変更は実施計画に関わり東京電力が説明すべき問題である。そのような問題を説明してもらうルールがないのはまずいと思わないか。

部参事兼原子力安全対策課長

委員指摘のとおり、我々も今回のトラブルによって管理側や作業員の様々な問題が今の福島第一原子力発電所にはまだ潜在していると認識したので、しっかりと監視していく。また、問題が起こらないような設備の改善、人の教育を併せて東京電力に求めていく。

古市三久委員

今回の事故について廃炉安全監視協議会、労働者安全衛生対策部会などの議事録を読んだところ、大変な量の放射能なので開放系ではなく閉鎖系のところで行うべきとされており、東京電力もそれを分かっている。今回の事故を受けて、廃炉安全監視協議会だけで議論するのではなく、東京電力には実施計画が変わるようなことは前もってきちんと県に伝えるよう申入れをすべきと思うが、部長の考えを聞く。

危機管理部長

福島第一原子力発電所の廃炉について、先ほどから委員の指摘のとおり、様々な課題がまだまだ多くあると考えている。例えば今回のALPSの洗浄作業における閉鎖系の話もあったが、それについても我々は廃炉安全監視協議会の中で、放射線

被ばく線量を考慮し、飛散が体にかからないようにするためには閉鎖系の設備が必要との指摘をしており、東京電力からは設備面も含めてしっかり検討すると協議会の中で回答を受けている。県としては、こうしたことを通じて、東京電力の再発防止対策に対する検討状況や取組の対応状況をしっかり確認していく。また、これまでも国に対しては、指導監督官庁である経済産業省、規制を管轄する原子力規制庁に現場も含めてしっかり東京電力の取組を指導徹底してほしいと要望している。県としても、現地駐在職員や廃炉安全監視協議会を含めて東京電力の取組を確認し、必要なものについてはこれまで同様しっかりと要望していきたい。

古市三久委員

部長の答弁もそれはそれでよいと思うが、10、12月も全く同じ中身の事故である。多重下請で偽装請負になるようなことをしているため、半年もたたないうちに2回も同じような事故を起こしている。今部長が述べたように閉鎖系にするには2年もかかり、今後2年かけて閉鎖系に設計変更するが、実施計画は軽微な違反だとする。2年かけて直すものは軽微な違反ではないと思うし、そういうところもはなはだ問題だと思う。東京電力が廃炉作業の全てを担うことは財政面から難しいとの理由で下請け企業が請け負っている実態は問題である。下請けの労働者は本当に安い賃金で働いており、下請の階層が多いことも問題である。また、元請の東芝の管理は非常に不明確というのが私の印象である。10月31日に労働者安全衛生対策部会が開かれるが、本当に実効性があるのか問われる。労働者安全衛生対策部会で核種はストロンチウムとイットリウムが支配的だと言っているが、詳しいことは説明せず労働者の安全がないがしろにされているのが廃炉の現況だと思う。労働者の安全確保について労働者安全衛生対策部会で議論し、それを改善するよう東京電力に求めるべきであるが、どうか。

部参事兼原子力安全対策課長

労働者の雇用関係や安全確保については、県の廃炉安全監視協議会、または労働者安全衛生対策部会などで報告を受け、専門委員の意見なども踏まえながら東京電力に対応を求めてきた。労働局などの規制官庁が全責任を負うものであり、県としては国に対してしっかりとした指導監督を求めるとともに、県の会議の中でも、東京電力に対して必要なことを引き続き求めていきたい。

古市三久委員

ALPSの入り口の放射性物質の濃度は92～110万Bqあるが、出口になると炭酸塩スラリーを多く含むのは、43億Bqで、4,000倍も高い放射能であり、アノラックやカップを着て行うような作業ではない。このような場所で作業する点について、きちんと県は干渉すべきである。安全な産業を提供していくのも県の役割だと思うため、ぜひその辺りについて、国、東京電力に要望してほしい。

次に、ALPS処理水の海洋放出について、県の考え方を聞く。トリチウム水と汚染水、処理水があるが、トリチウム水に関して県はどのような認識か。

部参事兼原子力安全対策課長

ALPS処理水の名称については、以前はトリチウム水という名称もあったが、経済産業省が、処理水の基本方針を決めたときに、ALPSで浄化したもののうち、トリチウムを除く核種が法令基準を下回っているものを処理水と呼ぶことと定めた。ALPSで浄化がされる前のものは汚染水と呼んでいる。

古市三久委員

すなわちALPS処理前のものが汚染水で、トリチウム水と処理水は同じものということか。

部参事兼原子力安全対策課長

国の処理水の基本方針が決められる以前は、トリチウムを含む水、処理された水ということで、通称トリチウム水と呼ばれていた時期があった。基本方針決定後は処理水と名称が統一された。

古市三久委員

処理水に基準以下の放射性物質は幾つ入っているのか。

部参事兼原子力安全対策課長

ALPSで処理された後の処理水については、放出前にタンクの中で69核種の放射性物質の濃度を測っている。これまで4回の放出が行われており、測定した69の中で11核種が検出されたと報告を受けている。

古市三久委員

事故前のトリチウムの放出管理目標値は1年で22兆Bqあるが、トリチウム以外の放射性物質は含まれていないという認識か。

部参事兼原子力安全対策課長

年間22兆Bqはトリチウムという放射性核種に限って放出する、管理する上での

目標値ということになる。法令の安全基準とは考え方が異なる。事故前はトリチウム以外の放射性核種については、発電所の管理の中で、年間で液体、気体、直接的な放射線などの敷地外への影響が年間 1 mSvを下回るように法令で定められていた。

古市三久委員

福島第一原子力発電所ではトリチウムを 1 年間で 22 兆 Bq 放出していたが、トリチウム以外の核物質、放射性物質は含まれていたのか。

部参事兼原子力安全対策課長

事故前の液体放出性廃棄物にもトリチウム以外の放射性物質が含まれていたが、法令の基準を下回るように濾過されていた。

古市三久委員

現在の処理水と事故前に出ていたトリチウムとでは質が全く違うと思うが、どうか。

部参事兼原子力安全対策課長

事故前後において、トリチウム以外の放射性物質に違いはあると認識している。

古市三久委員

2 次処理しなければならない水はどのくらいあるのか。

部参事兼原子力安全対策課長

タンクに保管されている水のうち約 7 割程度は 2 次処理が必要であり、今後順次 ALPS による 2 次処理が行われる計画である。

古市三久委員

ALPS 処理の過程で発生するスラリーなどを HIC（高性能容器）の中にすぐ入れるということだが、容量は確保されているのか。

部参事兼原子力安全対策課長

ALPS で浄化して放射性物質を取り除かれたものについては、スラリーという形と、吸着塔に吸着した形と、主に 2 つのタイプで出てきている。スラリーについては HIC と呼ばれる専用の容器に入れて敷地内に保管されており、現在、HIC の保管容量については今後造成される分も含め、約 4 年程度は余裕があると報告を受けている。

古市三久委員

4 年というのはすぐだが、30 年間流すため廃棄物処理施設の問題が生じる。本来

は海に流さず陸上保管などの処理をすればよいが、30年も40年もかかることから非常に環境に負荷をかける。県は、海に流さないということも含めてきちんと考えていく必要があると思う。様々な研究により科学的なことが証明され、陸上保管などの必要があると思うので、東京電力にそういうことも求めていくべきだと思う。県も、県民の安全や世界の外交的な問題については、安全性を最優先にして考えていかななくてはならないと思うし、汚染水が出ないようになるべく早期に地下水を止めることも求めていくべきだと思うが、どうか。

部参事兼原子力安全対策課長

海洋放出が続く中で、汚染水の発生量をなるべく減らすことが重要であり、その対策として、国の委員会等では建屋を局所的に塞ぐ方法で、現在5号機において実証的な試験が行われている。今後3、4号機と展開されるが、抜本的な建屋への流入抑制について、しっかりと対策に取り組んでほしい旨を強く国や東京電力に引き続き求めていく。

古市三久委員

柴崎委員が入る廃炉安全監視協議会で、遮水壁をつくと議論したことがあるか。

部参事兼原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会におけるそのような議論は特にないが、柴崎教授は県の専門委員として、広域遮水壁等の様々な考え方について東京電力と相互に意見交換していると聞いている。

古市三久委員

廃炉安全監視協議会でどのように議論しているかは私もよく分からないが、1日も早く汚染水の量を減らし、海に流す量を減らしていくことが大事だと思うので、その辺りをぜひ議論してほしい。これまで原発事故の対策に携わってきた部長の思いを聞く。

危機管理部長

原子力安全対策課長を務めていたときにも、福島第一原発事故については、冷却そのものが止まってしまうなど様々な課題があった。4号機の使用済み燃料プールの取り出しという大きな課題もあった時期で、今でも免震重要棟で作業員が廊下に座ったままで食事を取っている風景や必死になって安全確保に努めている姿が脳裏に残っている。今の状況を見ると、間違いなく廃炉は一步ずつではあるが着実に進

んでいると認識しているが、委員指摘のとおり、まだまだ解決すべき問題が山積みである。しかしその問題を解決していくためにも、一つ一つ根拠をしっかりと押さえていくことが私は非常に大事だと思っているため、デブリの性状把握を踏まえた工法の検討や今の汚染水の発生量を減らすためにどのような方法が必要なのかをしっかりと議論しながら、着実に効果を上げていくことも必要である。いずれにしても、国及び東京電力それぞれが責任を持って廃炉に取り組んでいくことはもちろんだが、県民の安全・安心を守る立場から今後もしっかりと廃炉の取組を監視し、必要なことを国及び東京電力に対し継続して求め、実行してもらうことによって廃炉に一刻も早く近づいていくよう県としてもしっかりと取り組んでいきたい。私もそういう考えでずっとやってきたので、引き続き、廃炉が着実に進んでいくことを願っている。

古市三久委員

廃炉の問題は極めて不透明であるため、明確になるよう原子力安全対策課でしっかりと対応するよう願う。

宮川えみ子委員

4点質問する。漁業者などから処理水の放出に対する多くの反対がある中で僅か半年の間に2件の事故が起きたことは非常に重く受け止めなければならない。課長の話では、急いで整備したとのことだが、事故後の設備は主にどのようなものか。

2点目は、事故から13年経過すると設備が古くなり事故が起きやすくなるため、事故を起こさないようどのような設備点検方法を考えているのか聞く。

3つ目は凍土遮水壁についてである。緊急に整備したものだと思うが、話によると10年ももたないようで時間がたち劣化するとどうなっていくのか心配であるため、凍土遮水壁に対する考えを聞く。

関連して、古市委員からも指摘があったように、専門家が広域の遮水壁をつくるべきだと言っているが、凍土遮水壁はいつまでももつわけではないため、その辺りの論議がどのようなになっているのか非常に心配である。汚染水を減少させることは当然の努力であるが、専門家が言うとおりの海近くの原発は地形的に勾配があり地下水が山側から流れてくることから、雨の中に地下水を増やさないよう様々な対策を講じているわけである。なかなか汚染水そのものは止まらないと思うので、それも含めて凍土遮水壁のことは非常に重大な問題になっていく。

4つ目は、組織的な共有の問題である。放射能が高い場所での作業は人が入れ替わるが、ポイントになるところはできるだけ東京電力の社員が関わっていく必要があると思うが、どうか。

部参事兼原子力安全対策課長

まず1点目、事故後に急いでつくられた設備について、様々な設備がつけられているが、その中で高線量の作業環境にあるものはサリーやALPSなど汚染水浄化設備である。

2点目の10年たって古くなった設備の点検方法について、これまでは壊れてから直すことが多かったが、今後は重要な設備については予防のため定期的に交換するとともに、点検により異常を早期に発見する取組も行われている。

3点目の広域遮水壁については、当初、凍土壁も年限の問題が指摘されたが、現在は点検保全が計画的に行われており、仮に故障があった場合でも凍結管をそっくり交換ができる構造になっているため、氷の厚さを維持管理しながら当面は使われていく。しかしながら、国の原子力規制委員会の中で、凍土壁にいつまでも頼るものではないとの指摘があり、地下水の流入対策の抜本的な取組が重要になってくる。なお、広域遮水壁の考えもあるが、県としては、まずは建屋への水の流入抑制など様々な方法を検討しながら取り組んでほしいと国に求めている。

4点目の東京電力がどこまで関わるかについては、当面は様々なトラブルの原因となっている現場をよく把握して作業指示書を出すこととしている。例えば、初めての作業や特別な作業、久しぶりで慣れていない作業などについては、東京電力が今回の再発防止対策として緊急に点検し、現場確認などが行われている。水処理関係で今回トラブルがあり、また、海洋放出も行われていることで、東京電力では組織上も水処理センターを社外に設け、その中に外部の専門家なども入れる対策を講じており、県としては引き続きそのような対策が着実に講じられるよう確認していく。

宮川えみ子委員

壊れてから直すのではなくて予防的に交換するとの課長の発言は少し矛盾していると思う。一番のメインである凍土遮水壁については、地震が多い時代になり、今後どのようなようになっていくか分からないため、時期的なことも含めて具体化していく必要がある。全体的に壊れてからでなくと言うのであれば、これは国と東京電力に

強く求めていくべきだと思うが、具体的に答弁願う。

部参事兼原子力安全対策課長

壊れてから直すというのは古い以前の考え方であり、現在は予防的に管理をしていく保全管理の考え方になっている。消耗具合を見ながら壊れる前に部品を交換するなど、凍土壁については特にその配管接続部分が振動等でずれたりすることが知見として蓄積しているため、点検頻度を上げたり連結部品を早期に交換したりすることで、凍結剤の漏えいなどを未然に防ぐ保全管理の方法になっている。

宮川えみ子委員

特に凍土遮壁については、具体的に検討を進めるよう国と東京電力に要望してほしい。

水野さちこ委員

部長説明の中に、自助・共助の促進及び公助の充実・強化とあり、避難行動のさらなる定着・実践を促進していくことは本当に大事であると思うが、これは健常者に限ったことである。多発する災害において、障がい者が亡くなるケースがとても多いが、危機管理部としては、障がい者の避難についてどのように考えているのか。

災害対策課長

マイ避難の取組の推進に加え、障がい者をはじめとする要支援者数を市町村が把握しており、現在、市町村の個別避難計画作成を県も推進しているところである。

水野さちこ委員

多発する災害において、避難者、障がい者が亡くなることが多いので、その辺りにもしっかりと重点を置いて考えてもらうよう要望する。

高宮光敏委員長

先ほど保留となっていた宮川委員の質問に対する消防保安課長の答弁を求める。

消防保安課長

先ほど質問のあった液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律と高圧ガス保安法上の検査の違いについて説明する。液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律上の検査項目の中に、高圧ガス保安法の検査項目は全て包含されているため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律上の許可があれば、高圧ガス保安法上は検査済みの扱いになる。先ほど説明した手数

料の見直しも、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律上の許可がある場合については、高圧ガス保安法上の許可手数料を一律1件6,000円に改正するものである。

宮川えみ子委員

了解した。

古市三久委員

避難所について聞く。避難所の設置・運営は市町村の対応ということだが、先日、国の予算委員会の質問で自民党の石破議員が、「避難所に雑魚寝しているのは100年ぐらい前も今も同じ状況じゃないか。」と述べていた。能登半島では、今も体育館などの避難所で雑魚寝しているところがあるが、本県は事案を学習して同じような状況にならないよう取り組むべきと思うが、どうか。

災害対策課長

避難所における生活環境の問題については改善が必要であり、本県も避難所の運営マニュアルを作成している。床に直接寝るよりベッドのほうが温かく、感染予防の面からも重要と認識しており、段ボールベッドのようなものを早急に準備するほか、不足する場合は備蓄品や国のプッシュ型支援等も活用しながら環境改善に努めていく。

古市三久委員

テントなどの準備はあるのか。

災害対策課長

段ボールベッドやパーティションのほか、空間をカバーできるテントのようなものを県の備蓄品として一定程度保管しており、発災時に速やかに避難所に配送できるようにしている。

古市三久委員

今回の能登半島地震の状況もよく検証し、しっかり取り組んでほしい。

もう一つ、女性用トイレが少ないと聞いているため、女性用トイレや水を使用しないトイレなどを市町村と協力して備蓄するなどしっかり対応できるようにしてほしいが、どうか。

災害対策課長

避難所のトイレについては、洋式や使用しやすいトイレなど災害時に市町村で設

備が不足する場合は、今ほど述べたとおり、県で備蓄している簡易トイレや応援協定締結企業から仮設トイレを配送することになっている。能登半島地震でも、市町村が所有するトイレカーなどが全国から被災地に配送された事例があり、いわき市もトイレカーを被災地に派遣した。こうしたネットワークの活用も含め、市町村に対して整備の推進を図っていく。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

3月12日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、人事委員会事務局及び出納局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 2時49分 散会)